# 重要事項説明書

社会福祉法人 函館厚生院 介護老人保健施設 もも太郎

#### 重要事項説明書 (通所リハビリテーション)

介護老人保健施設もも太郎通所リハビリテーションサービス提供にあたり、厚生労働省令第 119 条に基づいて、当施設があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

### 1、事業者

法人の名称	社会福祉法人 函館厚生院
法人の所在地	函館市本町34番8-1号
代表者の氏名	理事長 髙田 竹人
電話番号	0138 (51) 9588
設立年月日	明治33年3月6日
以业十万日	(昭和27年5月17日 社会福祉法人設立認可)

#### 2、施設の概要

施設の名称	介護老人保健施設 もも太郎
施設の所在地	北海道函館市赤川町388番地1
事業者番号	0 1 5 1 4 8 0 1 0 0
開設年月日	平成10年7月1日 (平成22年4月1日、旧函館筑峰会より函館厚生院へ合併)
施設長の氏名	竹田 誠
電話番号	0138 (47) 5550
ファックス番号	0138 (47) 5551

### 3、施設が行っている他の事業

古光の廷和	都道府県知事の指定		
事業の種類	指定年月日	事業所番号	
短期入所療養介護	平成 22 年 4 月 1 日	0151480100	
介護予防短期入所療養介護	平成 26 年 12 月 24 日	0151480100	
通所リハビリテーション	平成 22 年 4 月 1 日	0151480100	
介護予防通所リハビリテーション	平成 26 年 12 月 24 日	0151480100	

#### 4、事業の目的と運営の方針

#### (事業の目的)

指定通所リハビリテーション事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、 人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者等に対し適 正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とします。

#### (運営の方針)

- (1) 事業所は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとします。
- (2) 事業所は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定通所リハビリテーションの提供に努めるとともに、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する事業者等との密接な連携に努めるものとします。

# 5、建物・設備の概要

	敷 地	8, 864 m²
7-11.	構 造	鉄筋コンクリート 3階建
建物	延床面積	4064. 21 m <sup>2</sup>
199	利用定員	100名(うち認知症専門棟50名)

# (1)居室

居室の種類		室数	床面積	
	1人部屋	2室	12.86 m²	
2 階	2人部屋	2室	18.64 m²	
	4人部屋	11室	32.98 m²	
3	1人部屋	6室	10.56 m²	
3 階	4人部屋	1 1室	32. 98 m²	

# (2) 主な設備

設備の種類	数	床 面 積 等	
療養室	3 2	10.56~32.98	m²
診察室	1	15.92	m²
機能訓練室	1	131.74	m²
談話室	2	50.00	m²
食堂	1	261.36	m²
レクリエーション ルーム	1	63.09	m²
洗面所	2	13.11	m²
便所	2 0	2. 15~20. 06	m²
サービス ステーション	2	(2階) 36.04 (3階) 37.44	m² m²
調理室	1	ももハウスと兼用 154.79	m²
洗濯室	2	15.19	m²
汚物処理室	2	9.06	m²
通所者 デイルーム	1	60.70	m²
家族相談室	1	9. 18	m²
家族相談室 兼 第2事務室	1	20.03	m²
ボランティアルーム	2	31.3	m²
家族介護教室	1	32.98	m²
理美容室	1	16.20	m²
売店	1	7.01	m²
喫茶コーナー	1	11.90	m²
調剤室	1	7. 55	m²
喫煙室	2	8. 35	m²

# 6、職員体制 ※令和6年6月1日 現在

従事者の職種	人 員 等
管理者 (医師)	1名 (常勤兼務1名)
看護職員	1名 (非常勤専従1名)
介護職員	3名 (常勤専従3名)
理学療法士	2名 (常勤兼務1名)
作業療法士	4名 (常勤兼務4名)
管理栄養士	2名 (常勤兼務 2名)
事務職員	2名 (常勤兼務2名)

# 7、協力医療機関

1

名 称	社会福祉法人 函館厚生院 函館五稜郭病院
所在地/電話	函館市五稜郭町38番3号 / 0138-51-2295
診療科目	内科・消化器内科・循環器内科・呼吸器内科・腎臓内科・小児科・外科・ 消化器外科・小児外科・整形外科・心臓血管外科・呼吸器外科・形成外科・ 皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科・ 放射線治療科・放射線診断科・病理診断科・歯科口腔外科・麻酔科・脳神 経外科・救急科・緩和ケア内科
病 床 数	480床

2

名 称	社会福祉法人 函館厚生院 函館中央病院
所在地/電話	函館市本町33番2号 / 0138-52-1231
診療科目	内科・消化器内科・腫瘍内科・内分泌・糖尿病内科・神経内科・循環器内 科・小児科・外科・乳腺外科・消化器外科・肛門外科・整形外科・形成外 科・脳神経外科・心臓血管外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳 鼻咽喉科・精神科・リハビリテーション科・麻酔科・放射線科・病理診断 科・歯科口腔外科
病 床 数	5 2 7床

3

名 称	社会福祉法人 函館厚生院 ななえ新病院
所在地/電話	亀田郡七飯町字本町7丁目657番地5 / 0138−65−2525
診療科目	内科・循環器内科・脳神経内科・整形外科・リハビリテーション科
病 床 数	199床

4

`		
	名 称	医療法人社団 さいとう歯科診療室
	所在地/電話	函館市時任町18番1号 / 0138-51-8241

# 8、非常災害時対策

災害時対応	消防計画書に基づき対応いたします。	
防火対象物の概要 当施設は耐火構造で消防法適合施設です。		
消防用設備等	スプリンクラー・避難階段・自動火災報知器・誘導灯・ガス漏れ報知器・防火扉・シャッター・屋内消火栓・非常通報装置・漏電火災報知器・非常用電源・カーテン布団等は、防炎性能のあるものを使用しております。	
防災訓練	避難訓練は最低年2回(日中想定1回・夜間想定1回)実施しております。	
防火管理者	砂山 玄多	

#### 9、緊急時及び事故発生時の対応

- (1)事業所は、異常時の早期発見に努め、緊急時には、主治医又は予め事業所が定めた協力医療機関と連携を図り、救急車を要請するなど直ちに受診できるように手配するとともに、状態によっては救急車で搬送されるまで救急蘇生を施行します。
- (2) 事業所は、職員が速やかに対応できるよう、緊急時マニュアルを作成し、定期的に救急蘇生法等の実習及び研修会等を実施するものとします。
- (3) 事業所は、サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じるものとします。
- (4) 事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

### 10、身体的拘束その他の行動制限

- (1) 事業所は、利用者又は利用者の生命若しくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 身体的身体拘束その他の方法により利用者の行動の制限をいたしません。
- (2) やむを得ず身体的拘束その他の行動制限を行う場合は、利用者及び関係者等に対し事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分な納得と確認が得られるように説明をいたします。
- (3) やむを得ず身体的拘束その他の行動制限を行う場合には、介護サービス記録に次の事項を記載いたします。
- ア. 利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間。
- イ・前項に基づく施設の利用者及び利用者の関係者等に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要。

#### 11、虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会に参加し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く
- 2 事業所は、サービス提供中に、職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)に よる虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するもの とします。

### 12、秘密保持等

職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密保持を厳守します。

- 2 職員であった者が、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要 な措置を講じるものとします。
- 3 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り取扱うものとし、当事業所が業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、当事業所でのサービスの提供に係る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて文書により利用者及びその家族又はその代理人の同意を得ることとします。
- (1) 職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密保持を厳守します。
- (2)職員であった者が、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことが無いよう、必要な措置を講じるものとします。
- (3) 利用者の個人情報は、厚生労働省のガイドラインに則り取り扱うものとし、業務上知り得た個人情報については、当施設でのサービス提供に係る以外の利用は原則的に行いません。外部への情報提供については、文書により利用者及びその家族等から同意を得ることとします。

- 13、通所リハビリテーションサービスの概要と利用料
- (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

### ≪サービスの概要≫

営業日及び営業時間	・年末年始(12月30日~1月3日)を除く、毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。 ・営業日の午前8時30分から午後5時00分までを営業時間とする。 ・営業日の午前9時45分から午後4時00分までを最大サービス提供時間とする。(除く送迎時間)
利用定員	・利用定員数は、20名とする。
医療・看護	・施設到着後、健康状態をチェックいたします。 それ以外でも必要がある場合には適宜診察いたしますので、看護師等にお申し付けください。但し、当施設では行えない処置や手術その他の病状が著しく変化した場合の医療についてはかかりつけ医又は、他の医療機関で治療していただきます。
着替え	・利用者の状態に応じて、着替えのお手伝いをいたします。
整容	・利用時に整髪・爪きり等をお手伝いいたします。
排せつ	・自立排せつか、時間排せつか、オムツ使用について利用者の状況に合わせてお 手伝いいたします。
送迎	・朝のお迎えと、帰りの送りを行います。ご家族の方による送り迎えも可能です。
介護相談	・介護相談や在宅生活に関するご相談に応じます。

# ≪利用料≫

# ① 基本施設サービス費 (1日あたり)

通所リハビリテー		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	1割	715 円	850 円	981 円	1,137 円	1,290 円
ションサービス費	2割	1,430 円	1,700 円	1,962 円	2,274 円	2,580 円
	3割	2,145 円	2,550 円	2,943 円	3,411 円	3,870 円

## ② 各種加算サービスの内容と利用料

	内 容	加算額		
	Pi 台	1割	2割	3割
サービス提供体制 強化加算(I)	当事業所は「介護職員総数のうち、介護福祉士の 占める割合が 100 分の 70 以上であること。」とい う厚生労働大臣の定める基準を満たしてサービ スを提供すること。(1 回あたり)	22 円	44 円	66 円
短期集中個別リハ ビリテーション実 施加算	・個別リハビリテーションを実施すること。 ・退院(所)日又は認定日から起算して3月以 内の期間に行われた場合。	110円	220 円	330 円

		1		
リハビリテーショ ンマネジメント 加算 (B) ロ	・リハビリテーションの内容や目標を、ご利用 者またはご家族、リハビリテーション事業所の 職員、その他関係者と共有するためのリハビリテーション会議を行い、内容の記録を行う。 (会議の開催については、ご利用者の了解をい 方法での開催も可能とする。) ・利用開始月から6か月以内は1か月に1回、 6か月を超えた場合は3か月に1回のリアーション会議を開催し、計画を適宜見直している。 ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(以下、理学療法士ら)が、ケアマネジャーに対して、リハビリテーションの観点から有する能力、の情報を提供すること。 ・理学療法士らが、ご利用者のご自宅等を訪問し、ご利用者がご利用する他の介護の書を提供すること。 ・理学療法士らが、ご利用者のご自宅等を訪問し、ご利用者がご利用するの介護のであること。 ・医師から理学療法士らに対して、リハビリテーションの観点から日本学療法士らに対して、リハビリテーションの観点から日本学を行うこと。 ・医師から理学療法士らに対して、リハビリテーションの間を表示を行うこと。 ・医師から理学療法士らに対して、医師から理学療法士らに対して、リハビリテーション市にでいて、実施に対けて、カーション中の注意点、等。) ・以上に関し、記録を残すこと。 ・リハビリテーション計画について、医師が見たること。(1月あたり) ※当所業所の医師がリハビリテーション計画について、利用者又は家族へ説明し同意を得た場合 (1月あたり)	開始から 6 。 593 円 開始日から 273 円	1,186 円	1,779円 819円
入浴介助加算(I)	・入浴に関して介助が必要な場合、利用者の状態に応じた介助を行う。 (1日あたり)	40 円	80 円	120 円
入浴介助加算(Ⅱ)	・上記の要件に加えて、医師等が利用者の居宅を訪問し浴室における動作及び浴室の環境を評価していること。 ・当該事業所の理学療法士、作業療法士等が、医師との連携の下で、身体の状況や訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する事。 (1日あたり)	60 円	120円	180円
科学的介護推進体制加算	・利用者ごとの、心身の状況等に係る基本的な情報を科学的介護情報システム(LIFE)に提出していること。 ・サービスの提供に当たって、LIFE よりフィードバックされた情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。(1月あたり)	40 円	80 円	120円

若年性認知症利用 者受入加算	・厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、若年性認知症利用者に対して指定通所リハビリテーションを行った場合。 (1日あたり)	60 円	120 円	180円
認知症短期集中リ ハビリテーション 実施加算 (I)	・MMSE (認知機能検査) などの結果、5~25 点の者や、リハビリテーションに関する専門的な研修を受けた医師により、生活機能の向上が見込める場合は、認知症のご利用者を対象とし、対象者の認知機能や生活環境を踏まえ、生活機能を改善するためのリハビリテーションを実施すること。(共通要件)・1 週間に2日を限度として、個別にリハビリテーションを 20 分以上実施すること。(週に2日を限度に1日あたり)	240 円	480 円	720円
認知症短期集中リ ハビリテーション 実施加算(Ⅱ)	・通所リハビリテーション計画書に、時間、頻度、場所、実施方法を定め、その計画に則り、個別または集団でリハビリテーションを1月に4回以上実施すること。 ・通所リハビリテーション計画書を作成する際は、ご利用者の居宅を訪問し、生活環境の把握をすること。 ・居宅訪問時、居宅における応用的動作能力や社会適応能力の評価を行い、その結果をご利用者とご家族へと伝えること。 (1月あたり)	1,920 円	3,840 円	5,760 円
リハビリテーショ ン提供体制加算	・通所リハビリテーション事業所において常時 配置されている理学療法士、作業療法士、言語 聴覚士の合計数が、事業所の利用者数 25 名、 またはその端数を増すごとに1名以上配置して いること。 (1回あたり)	24 円	48円	72 円
生活行為向上リハビリテーション実施加算	・リハビリテーションマネジメント加算のA、Bいずれかを算定していること。 ・生活行為の内容の充実を図るための目標や、目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所等が記載されたリハビリテーションを提供すること。 ・当該計画で定めたリハビリテーションの実施期間中およびリハビリテーションの提供終了日前1月以内にリハビリテーションの提供終了日前1月以内にリハビリテーション会議を開催し、目標の達成状況を報告すること。 ・指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施すること。 利用開始月から6ヶ月以内(1月あたり)	1,250 円	2,500円	3,750 円

栄養改善加算	・低栄養状態、またはその恐れのある利用者に対し、管理栄養士が栄養状態の改善を目的として、個別に栄養ケア計画を作成していること。・栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じて居宅を訪問すること。 (3ヶ月以内において 月2回限度として1回あたり)	200円	400円	600円
栄養アセスメント加算	・当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 ・利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該ご利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。 ・利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 (1月あたり)	50 円	100円	150円
口腔機能向上 加算(I)	・口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する訓練を行った場合に加算されます。 (3ヶ月以内の月2回を限度として1回あたり)	150円	300円	450 円
口腔機能向上 加算(II)	・上記に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理かつ有効な実施の為に必要な情報を活用していること。 (3ヶ月以内の月2回を限度として1回あたり)※(I)、(II) は併算定不可	160 円	320 円	480円
口腔・栄養 スクリーニング 加算 (I)	・利用者に対し利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに口腔の健康状態および栄養状態について確認を行い、当該情報を担当介護支援専門員に提供していること。 (6ヶ月以内に月1回を限度として1回あたり) ※栄養アセスメント加算、栄養改善加算および口腔機能向上加算との併算定不可。	20 円	40 円	60 円
ロ腔・栄養 スクリーニング 加算(Ⅱ)	・利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を、利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 (6ヶ月以内に月1回を限度として1回あたり) ※栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算(I)を算定できない場合にのみ算定可能。	5円	10 円	15 円

中重度者ケア体制加算	・人員基準を満たす看護職員または介護職員の配置のほかに、看護職員または介護職員を常勤換算法で2以上追加の配置をしていること。 ・3月を除く前年度または、算定日が属する月の前3ヵ月の実利用者数または延べ利用者数のうち、要介護3以上の利用者が30%以上の割合を占めていること。 ・1日のサービス提供時間を通して、他の職務を兼務していない専従の看護職員を1名以上配置していること。 ・中重度の者であっても、社会性の維持を図り、在宅生活の維持に必要なケアやリハビリを計画的に実施するプログラムを作成していること。(1日あたり)	20 円	40 円	60 円
移行支援加算	・評価対象期間(各年1月1日から12月31日までの期間をいう。)において、利用者の指定通所介護事業所等への移行割合が一定以上となった場合等に、当該評価対象期間の翌年度における指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの提供につき加算を行う。(1日あたり)	12 円	24 円	36 円
介護職員等処遇改 善加算 (I)	当施設は、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出を行ったうえ、利用者に対し、通所リハビリテーションサービスを行っております。 ※介護職員処遇改善加算の介護報酬総単位数とは、通所リハビリテーション費と、該当となる各種加算を合算した数となります。	介護報酬 総単位数 ×0.086 (小数点 第1位を 四捨五入) × 10円×0.1	介護報酬 総単位数 ×0.086 (小数点 第1位を 四捨五入) × 10円×0.2	介護報酬 総単位数 ×0.086 (小数点 第1位を 四捨五入) × 10円×0.3

- ※ 介護保険給付の  $1\sim3$  割いずれかを利用者にご負担いただきますが、負担額の合計が一定の上限額を超えた場合には超えた分が申請により払い戻される仕組み(=高額介護サービス費の支給)があります。
- ※ 当施設では生活困難者に対して利用料の減免を行っておりますので、申請の希望がある方は職員までお申し出ください。
- (2) 介護保険給付外サービス (一部を除き、消費税がかかります。)

サービスの種別	内 容	自己負担額
食事	食事時間 昼食 12:00~ 食事場所 通所者食堂 (デイルーム) にて皆さんご一緒に召し上がっていただ きます。 食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。	昼食 500 円/日 おやつ 無料
日用品費	入浴時に使用されるバスタオル・フェイスタオル・シャンプー・リンス・ボディーソープ等施設が用意した日用品をご利用された際に 発生する費用。	155 円/回
教養趣味材料費	教養趣味活動の材料費などの実費相当分をお支払いいただきます。	実費相当分
文書料	診断書等の文書の発行を行った場合の発行手数料	3,300 円

※ 入浴されない場合は日用品費のご負担はありません。

### (3) 支払い方法

利用料については毎月1日~末日分を当月分として翌月10日に請求書を発行し、お支払いは窓口、郵送、銀行振込のいずれかになります。また、通所ご利用日朝にお迎えに伺った職員へお預けいただくことも可能です。お帰りの際に領収書をお渡しいたします。

郵便料・振込手数料は利用者負担となります。また、銀行振り込みの場合は利用者本人の氏名による振込みとなります。

### 14、苦情等申立窓口

(1) 当施設のサービス提供について、ご不明な点・疑問・苦情がございましたら下記の相談窓口までお気軽にご相談ください。また、施設内に備えてありますご意見箱への投書もできますのでご利用ください。

	電話番号	0138-47-5550	FAX 番号	0138-47-5551
ご利用者相談窓口	窓口相談者	施設長及び支援相談員		
	受付時間	午前9時00分~午後5時	寺 30 分	

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

函館市保健福祉部	所在地	函館市東雲町4番13号	<u></u>
高齢福祉課	電話番号	0138-21-3025	FAX 番号 0138-26-5936
同断伸化床	対応時間	午前8時45分~午後5	5時30分 (土・日・祝日除く)
北海道社会福祉協議会	所在地	札幌市中央区北2条西	7丁目
北海道福祉サービス	電話番号	011-204-6310	FAX 番号 011-232-1097
運営適正化委員会	対応時間	午前9時~午後5時	(土・日・祝日除く)
北海道国民健康保険	所在地	札幌市中央区南2条西	14丁目 国保会館
団体連合会総務部	電話番号	011-231-5175	FAX 番号 011-233-2178
介護・障害者支援課	対応時間	午前9時~午後5時	(土・日・祝日除く)

その他、函館市以外に居住されております方は、直接市町村介護保険担当窓口へ申し出ください。

#### 15、当施設ご利用の際の留意事項

10、 当地区でが用りが	2田心于:久
健康状態	<ul> <li>(1) 利用者又はその家族が感染症に罹っているとき又はその恐れがあるときは利用を中止すること。</li> <li>(2) 利用日の健康状態には十分留意し、血圧、体温等の確認をすること。また、体調不良により病院受診の必要がある場合は、利用を中止すること。</li> <li>(3) 入浴に関しては、入浴前の血圧、体温等基本的な身体状況が、おおむね主治医の指示する数値の範囲内であること。</li> </ul>
来訪・面会	面会時間は、サービス提供時間と同一にします。 来訪者は1階事務室に備え付けの面会カードへ記入をお願いいたします。
居室・設備 ・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の使用方法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	施設敷地内の喫煙と飲酒は禁止となっております。
迷惑行為等	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持品の管理	発火や危険性のある物品の持込は厳禁です。また、所持品は自己管理とさせていただいておりますので必ず名前をご記入ください。 現金の所持に関しても自己管理とさせていただいております。盗難、紛失等のトラブルが発生した場合、施設側では責任を負いかねます。
宗教活動・政治活動	施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
ペット及び植物の 持込みについて	施設内でのペット及び植物の持ち込みはお断りします。

### 【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

通所リハビリテーションサービス契約の締結に当たり、本書面に基づいて重要事項の説明をしました。

事業所 所在地 函館市赤川町388番地1

事業所名 介護老人保健施設 もも太郎

職 種 介護副主任

通所リハビリテーションサービス契約の締結に当たり、本書面に基づいて重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名 印

署名代行者 氏 名 印

続 柄

家族代表者 住 所

氏 名 印

続 柄